第1回目テーマレポート｜テーマ１～５

令和３年度
輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業
（海外展開に際して検討すべき現地の課題と対策にかかる情報整理及び事業者への情報提供）

ベトナム

Nomura Research Institute Singapore Pte. Ltd.
TTP Holdings Joint Stock Company

2022年11月01日

目次

1．法規制｜出資/会社存続に伴う規制（土地所有、資本金）

2．法規制｜食品小売・外食、中間流通事業に関する外資規制・ガイドライン

3．政策・外交｜商標、発明、育成者権取得の規制

4．税制｜外資、内資に関する税制優遇等の変化

5．垂直統合、流通経路絞り込み動向｜大手小売によるPB等を通じた垂直統合

【免責条項】
本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。なお、関係法令、制度等は調査時点以降改正されている可能性がありますので、実際のご検討の際には、各国等の関連機関に最新の情報をご確認下さるようお願いいたします。

ベトナムでは外資・内資を問わず個人や私営企業による土地所有は認められておらず、土地使用権をリース等で取得することになる。行政手続きは複雑であることから、専門家への事前相談が推奨される。

トレンド概要

- ベトナムでは外資・内資を問わず個人や私営企業による土地所有は認められていない。ベトナムの憲法（2013年）の第53条に「全ての土地が全国民に既存する公財産であり、国が所有者を代表し、統一的に管理する」と定められており、私人が土地を取得・使用する場合、「土地使用権（Land Use Right）の取得」という形態がとられる。尚、土地上の建物については、土地とは切り離して取引が可能であり、建物自体の所有が認められている。

外資系企業における土地使用権に関する規定

- 2013年土地法によると、外資企業は下記の2つの方法で土地使用権を取得できる。
  1. 政府から取得：土地のリースまたは土地の割り当ての形態
  2. 組織や個人から取得：土地使用権の価値による出資資本の譲渡・土地使用権の価値による出資拠出・工業団地内の土地のリース／サブリース

形式		目的	条件	期間
政府から取得	割当	販売・賃貸用住宅の建設プロジェクト	外資系企業や外国人が直接国から土地使用権の割当を受けることは不可	50年（最大70年）
	リース	投資許可を得たプロジェクト	全リース料を一括払いする場合には土地使用権の譲渡や担保権設定等が可能だが、年払いでは不可	50年（最大70年）
組織・個人から取得	資本譲渡／出資拠出	投資許可を得たプロジェクト	投資登録、企業登録の手続きが必要となり、当地が当地方の土地計画に適合し、紛争がなく、裁判判決の執行対象ではないなどの条件を確保し、土地使用権がまだ有効な使用期間にあることの確認が必要	資本譲渡／資本拠出時点から土地使用権の期限まで残りの期間
	工業団地内土地のリース／サブリース		デベロッパーがベトナム国家から区画毎に分けた土地をリースし、入居する企業へサブリースする形になり、政令02/2022/NĐ-CPで指定されているフォームに従ってリース契約を作成する	最大70年

外資系企業における建物所有に関する規定

- 土地上に建設された建物については、個人や私営企業による所有が可能
- ただし、外国法人および外国人による建物の購入については、以下のような一定の規制がある

種類	目的	外資企業への制限	又貸し	期間
居住用建物	社宅としての目的の場合のみ可能	外国人への販売が許可されたプロジェクトの総戸数の30％のみ購入可能	当該建物を賃貸した場合での又貸しが可能	投資登録証明書（ICR）のプロジェクト期間
非居住用建物	投資許可を得たプロジェクトの場合のみ可能	賃貸によって収益を得る目的での購入は不可能		

出所：ベトナム土地法（Law No.45/2013/QH13）、政府議定、各省通達、不動産事業法等よりNRI作成

土地使用権の取得において、日本企業が陥り易い問題として以下が挙げられる。事前に手続きの流れや必要書類等を把握しておくことにより、タイムロス等が軽減され、よりスムーズな参入が見込める

日本企業への示唆

- 外資系企業の土地使用権の取得において、必要書類の提出や事前に借りる土地のインフラ確認など手続きが複雑である点に留意する必要がある
  - 日系企業による土地使用権の取得形態で最も多いのは、「工業団地、加工輸出区のデベロッパーからのサブリース形式」。工業団地内の土地リースは手続きが比較的簡易であるため、この形態が多い。一方で、政府から土地リースができる外資系企業は、公共事業など非常に限られている。
- また、土地使用権の価値による出資資本の譲渡および土地使用権の価値による出資拠出の場合、外資企業は、投資登録、企業登録、土地登録などの複雑な手続きを行う必要があるため、専門家に事前に相談することが推奨される。

外資系企業の土地用地取得の流れ

- 土地用地取得に掛かる期間は最短6ヶ月～12ヶ月が目安とされているが、条件が申請毎に異なるなど複雑である

工業団地内の土地リース

1. 投資証明書取得前での手続き	• 政府／工業団地との間で「土地リースに関する基本契約」もしくは「予約契約」を結ぶ • 「投資証明書（IRC）の現地法人の法人資格取得前であっても手続き可能
2. 予約契約時の契約書	• 予約契約には「基本合意書（MOU）」や「意向表明書（LOI）」など、書面に署名が求められる。一定の法的拘束力を持つ書類であることから、書類の確認は重要である
3. 予約契約の際の保証金支払い	• 投資者は通常保証金の支払いが求められる。開発が立ち消えるケースも多々発生することから、保証金の返済条件は契約前に確認が必要である
4.「土地リース契約」の正式締結	• 諸手続きが完了すると「土地リース契約」を正式に締結することになる。新規進出企業の場合は、当局からベトナム現地法人へ企業登録証明書（ERC）が交付され後に、「土地リース契約」の正式締結を行う

資本譲渡

1. 土地使用権を所有しているベトナム企業との資本譲渡契約の締結
2. 持分購入申請手続きの実施
3. 外資系企業をERCに登録するための企業情報変更手続きの実施

出資拠出

1. 出資拠出対象の土地使用権の評価
2. 土地使用権による出資拠出契約の締結
3. 投資登録手続き：新規投資プロジェクト設立の場合
3. 増資手続き：既存投資プロジェクトへの出資の場合
4. 企業登録手続き：新法人設立の場合
4. 増資手続き：既存法人への出資の場合
5. 土地使用権による出資に関する土地管理局での登記手続き

日系企業が陥り易い問題

- ✓ 行政手続きが複雑
- ✓ 外資企業向け案件に対する政府機関の経験値が低く手続きが滞る
- ✓ 土地を視察せずに手続きを進め、土壌の問題等を契約後に発覚する
- ✓ 契約条件を十分に確認せず締結してしまい、正式な契約に条件の不備が生じる
- ✓ 更新時に借主との連絡が途絶え延長手続きが出来ない
- ✓ 日本語に対応可能なコンサル会社が非常に少ない

出所：ベトナム土地法（Law No.45/2013/QH13）、政府議定、各省通達、不動産事業法等、ベトナム法律事務所資料よりNRI作成

目次

1．法規制｜出資/会社存続に伴う規制（土地所有、資本金）

2．法規制｜食品小売・外食、中間流通事業に関する外資規制・ガイドライン

3．政策・外交｜商標、発明、育成者権取得の規制

4．税制｜外資、内資に関する税制優遇等の変化

5．垂直統合、流通経路絞り込み動向｜大手小売によるPB等を通じた垂直統合

【免責条項】
本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。なお、関係法令、制度等は調査時点以降改正されている可能性がありますので、実際のご検討の際には、各国等の関連機関に最新の情報をご確認下さるようお願いいたします。

ベトナムの食品生産／卸売／小売／外食分野において外資規制が緩和され、外資100％での参入が可能となった。衛生ライセンスや条件等は満たす必要があるため、事前に把握しておくことが推奨される

トレンド概要

- 2021年1月、ベトナムにて「改正投資法（61/2020/QH14）」が施行され、明確に禁止・制限事業が定められたことで、外資系企業が検討し易くなった
- 食品生産、卸売・小売・外食分野においても、外資規制が緩和され、一部条件付きで外資100％で参入可能となった。一方で、食品小売と外食においては、参入形態は外資の進出は依然容易ではなく、現在も比較的容易と言えるノミニー、フランチャイズによる進出が多いのが実態である。

ベトナムの食関連における主な外資規制と参入形態

- ベトナムは、近年食品生産、卸売・小売・外食への外資規制を緩和傾向にある。どの分野においても食品安全衛生ライセンスを始めとした、各種ライセンスの取得は必要となる。また、別途、食品安全条件や食品販売事業条件などに関する条件を満たす必要もあることから、事前に確認が不可欠である。

分野	主な外資規制
食品生産	• 外資100%で参入可 • 食品安全衛生ライセンス、防火消火安全ライセンスの取得、および設備、人材などに関する条件の確保は必要である。 • 環境管理当局への登録（廃棄物処理対策、環境保護対策）も必要。
食品卸売	• 外資100%で参入可 • 事業ライセンスを申請する必要はない（IRC／ERCは申請必要）。食品安全衛生法の規定に基づき「食品安全条件」は満たす必要あり
食品小売	• 条件付きで外資参入可（食品は砂糖除き可） • 小売事業／小売店ライセンス（小売店設立の場合）が必要。食品安全条件／食品販売事業条件などに関する条件を満たす必要がある
外食	• 外資100%で参入可 • 外食事業食品衛生安全ライセンス／防火消火安全条件／店内で消費するアルコールの販売登録 ／環境登記（レストラン面積が200㎡以上の場合）等が必要
フランチャイズ規制	• 関連法規有り。外資子会社によるマスターFCは条件付きで可。
営業許可	• 食品安全衛生証明書取得が必要。
出店規制	• 法令上制約はないが、路面店は一般的に証明書取得が困難。
就業者資格	• 各種トレーニング受講義務あり。

出所：ベトナム政府公表情報等よりNRI作成

外資規制は緩和傾向にあるが、外食に関しては一定の難しさが残り、ノミニーと言った名義借りでの形態が存在する。留意点等を把握した上で、参入形態の一つとして検討されることが推奨される

日本企業への示唆

- ベトナムは、近年食品生産、卸売・小売・外食への外資規制を緩和傾向にある。一部、外食に関しては、2015年以降は外資100%でも進出が可能となったが、外資の進出は依然容易ではなく、現在も比較的容易と言えるノミニー、フランチャイズによる進出が多い。
- 一方で、比較的運用が容易なノミニーとフランチャイズにおいても、一定の制限や条件等が求められるため留意が必要である。

主な参入形態と留意点

- ベトナムへの参入形態の特徴として、ベトナム人との合弁会社設立し、法人登記上はベトナム人が代表となり、外国人（日本人）がオーナーとしてマネジメント等を行う形態の「ノミニー」が存在する。表向きはベトナム人が代表者になるため設立の期間が早く、資本金などが安く済むなどメリットがある。現在も、比較的容易と言えるノミニー、フランチャイズによる進出が多いがデメリットもあり留意点を十分に理解した上での進出形態の決定が重要である。

主な参入形態	
独資	• 進出側（日本国内）企業の資本を投下、100％保有の現地法人を現地に設立し事業を展開するパターン
合弁	• 進出現地の地場企業と合弁企業（JV）を組成し、現地で事業展開を行うパターン。規制や意図に応じて、出資比率は調整される
フランチャイズ提供	• 自社レストランチェーンの名義の利用権を現地運営企業（フランチャイジー）に一定のルールのもと付与。一定額をフランチャイズ料として取得する形態
ノミニー（名義借り）	• ベトナム人名義の法人設立／ベトナム人との合弁会社設立し、法人登記上はベトナム人が代表となり、外国人（日本人）がオーナーとしてマネジメントする形態

ノミニーでの参入おける留意点

- ✓ 外食産業への参入は、規制面でのハードルが高く、日本企業を始めベトナムで事業を行う外国人に多く見られる構造である。
- ✓ 表向きはベトナム人が代表者になるため設立の期間が早く、資本金などが安く済むと言う魅力的なメリットがある。
- ✓ 一方で、海外法人を設立する場合、登記書類に自分の名前が記載されないようにするシステムは、**本質的な部分で名義はローカルパートナーに握られている形**となっており、内部的なオペレーションを実際に行わない限り、想定外のリスクが生じる可能性は否定できなない。

フランチャイズでの参入おける留意点

- ✓ フランチャイズ事業は、投資証明書や企業登録証明書が不要であり、参入が比較的容易である
- ✓ 外資企業が、ベトナム国内でフランチャイザーとしてビジネスを行う際には、**少なくとも1年以上その事業を行っていることが条件**となる
- ✓ また、外資子会社がベトナムでマスターフランチャイジーになるには、親会社によるベトナム国外での事業経験が1年以上ある場合と無い場合でサブフランチャイズに一定の制限は課せられるなど複雑であることから、**ベトナムの現地企業をマスターFCパートナーとするケースが多い**

出所：ベトナム法律事務所資料、ベトナム政府公表情報等よりNRI作成

目次

1．法規制｜出資/会社存続に伴う規制（土地所有、資本金）

2．法規制｜食品小売・外食、中間流通事業に関する外資規制・ガイドライン

3．政策・外交｜商標、発明、育成者権取得の規制

4．税制｜外資、内資に関する税制優遇等の変化

5．垂直統合、流通経路絞り込み動向｜大手小売によるPB等を通じた垂直統合

【免責条項】
本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。なお、関係法令、制度等は調査時点以降改正されている可能性がありますので、実際のご検討の際には、各国等の関連機関に最新の情報をご確認下さるようお願いいたします。

商標登録等は事業を開始する上で必要な手続きの一つである。政府は、近年、知的財産法の改正や知的財産開発プログラムの実施等、組織や個人の知的財産保護・開発促進に向け取組みを行っている

トレンド概要

- ベトナムは、組織や個人の知的財産権を保護することに重点を当てており、現在の世界経済状況に合わせて知的財産権をより適切に保護するために、2022年6月には知的財産法を改正する提案を承認。発明の新規性に関する規則の改正や発明登録に関する規則の補足や、搾取または不正競争を目的とした商標登録に関する条項の追加を行い知的財産権の保護についての法的枠組みの確立を目指す動きがある
- また、首相は、2030年までの知的財産開発プログラムの承認決定を2020年に行い、知的財産保護・開発に対する目標を設定する取組みを進めている

知的財産開発プログラムの主な取組み

- 知的財産開発における主な取組みは以下の通り

【2025年までの重点取組み内容】

- ベトナム国内の全ての大学及び研究機関において科学研究及び技術革新のための知的財産権保護に向けた意識の向上やサポートを実施する
- 一自治体一商品プログラム（"One Commune One Product Program"）に関連する 自治体の主要生産物・役務の少なくとも 40％について知的財産権としての登録並びに登録後の出所及び品質の管理をサポートする

【2030年までの重点取組み内容】

- 大学及び研究機関による特許出願件数を年間16～18%、植物品種保護出願件数 を年間12～14%増加させる
- 一自治体一商品プログラムに関連する自治体の主要生産物・役務の少なくとも 60％について知的財産権としての登録並びに登録後の出所及び品質の管理をサポ ートする
- ベトナム企業による商標出願件数を年間 8～10%増加させる

農業・食品に係る現状の商標・発明等の登録プロセス

- 農業・食品関連における商標・発明・植物品種への保護登録に対する条件と登録手順は以下の通り

	保護登録の条件	保護登録の手順
商標	• 文字、単語、図、画像、ホログラム、またはそれらの組み合わせの形式で、1つまたは複数の色または音声記号でグラフィックに表される目に見える記号であること • 商標所有者の商品/サービスを他の所有者の商品/サービスと区別できること	ステップ1:知的財産局への商標/発明出願の提出 ステップ2: 出願形式の確認 • 当局は、商標・発明出願の形式に関する規制の遵守をチェックし、有効な出願を受理する決定または出願を受理しない決定を発行する。形式審査の期限は、出願書受付日から1ヶ月、最長2ヶ月である。 ステップ3: 出願内容の確認 • 商標の場合: 保護条件に従って保護される商標の能力を評価し、保護の範囲を確定する。 • 発明の場合: 発明性 (新規性、創造性、産業上の応用可能性) を評価し保護の範囲を決定する。 ステップ4: 保護証書の発行 • 商標は、出願日から10年間保護される。保護期間は延長できる場合あり。 • 発明は、出願日から 20年間保護される。保護期間は延長不可。
発明	• 以下の条件を満たす必要あり (1)新規性がある (2)創造性がある (3)産業上の応用が可能	
植物品種	• 新規性、識別性、均一性、安定性があり、適切な名称を持つ品種であること • 植物品種の作成検出・開発を実施もしくは投資する組織や個人であること、もしくは植物品種に関する権利が移転される組織や個人であること	ステップ1: 農業農村開発省の作物生産局への植物品種保護の申請書の提出 ステップ2: 申請書形式の確認 • 当局は、申請書に従って書類を検討し、規則に従って申請書の有効性を検討し、それを受けるか拒否するかを決定する。 正式審査の期限は15日である。 ステップ3: 申請内容の確認植物品種の新規性と適切な名前の評価（植物品種の技術試験結果の評価） ステップ4: 品種保護証明書を発行 • 保護証書は、木本植物とつる植物で25年間、その他の植物品種で20年間有効（保護期間は延長不可）

出所：ベトナム法律事務所資料、ベトナム政府公表情報等よりNRI作成

スタートアップ向けの知的財産開発サポートや、海外からの技術移転への税制優遇措置等の各種制度が存在している。事前に対象条件等を把握しておくことにより上手く活用することが可能となる

日本企業への示唆

- 政府は、高い創造性を必要とするスタートアップ向けの知的財産開発サポートや、各種特許に対する補助制度等を実施。対象となる事業者は制度動向を注視する必要がある。
- また、政府は同様に海外からベトナム国内への技術移転についても推奨しており、科学技術省や科学技術局は、推奨する移転技術に対して付加価値税（VAT）および法人税（CIT）の優遇税制を適用している。
    - 食品・農業関係でもこれらの対象となる技術は含まれており、事業者は事前に対象条件や適用可能性を把握することが望ましい。

知的財産・研究開発への優遇措置

政府による支援	内容
スタートアップ向け知的財産開発支援	• 高い創造性を必要とする事業でのスタートアップ企業にとって知的財産権コンサルをサポートし、知的財産の開発と活用を行う。
科学・技術機関及びスタートアップ向け知的財産検索支援	• 応用性の高い知的財産や科学論文を生み出すために、科学・技術機関、および高い創造性を必要とする事業でのスタートアップ企業にとって知的財産情報検索を支援する
科学技術開発国家基金による補助制度	• 各種特許や、植物品種の保護登録について、科学技術開発国家基金に対して補助制度の申請が可能 • 補助内容は、資本スポンサー、融資、融資保証などが含まれる
国内企業向け研究開発準備金の課税所得控除	• 国内企業は、研究開発準備金（将来の研究開発活動に使用するため引き当てた研究開発費）を設定し、課税所得の10％の範囲内で、準備金として引き当てた金額を控除できる

海外からベトナム国内への技術移転推奨

海外からベトナム国内への移転が推奨されている主な技術

- 現在の技術を用いて生産された同種の製品よりも高品質および競争力を有する製品を製造する技術
- 新製品の生産、製造または加工：試験された新種の種の培養および作付けに関するサービス、産業または商取引の創造する技術
- ベトナム国内の現在の同種の技術と比較して資源、エネルギーおよび原材料を節約する技術

税制優遇措置の対象

- 上記の推奨技術移転の対象技術の移転を実施した組織または個人
- 国内で未製造であり、かつ調査および発展、製造、技術革新、技術移転に直接的に使用するための機械、機器、部品、材料、サンプルまたは技術；革新的スタートアップおよび科学技術事業の発展に資する科学文書、書籍および雑誌
- テクノロジーインベキューター、科学技術インベキューター、革新的スタートアップへの投資、および支援している組織または個人；科学技術移転サービスの提供によって収益をあげる科学技術市場仲介者

出所： JETRO等の公開資料、ベトナム政府公表情報等よりNRI作成

目次

1．法規制｜出資/会社存続に伴う規制（土地所有、資本金）

2．法規制｜食品小売・外食、中間流通事業に関する外資規制・ガイドライン

3．政策・外交｜商標、発明、育成者権取得の規制

4．税制｜外資、内資に関する税制優遇等の変化

5．垂直統合、流通経路絞り込み動向｜大手小売によるPB等を通じた垂直統合

【免責条項】
本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。なお、関係法令、制度等は調査時点以降改正されている可能性がありますので、実際のご検討の際には、各国等の関連機関に最新の情報をご確認下さるようお願いいたします。

ベトナムは、法人所得税が20%と低く、ビジネスチャンスが非常に大きい有望な地の1つになっている。法人所得税や輸入税などにおける税制優遇措置などが充実しており上手く活用できる可能性がある。

トレンド概要

- ベトナムは、法人所得税が20%と低く、ビジネスチャンスが非常に大きい有望な地の1つになっている。また、政府は、2021年1月1日より施行された投資法において、内資・外資共通の投資奨励分野を規定し、対象分野での法人所得税や輸入税などにおける税制優遇措置を設定。ハイテク技術・農業分野や研究開発センターの設置等が対象となっており、これらの領域の成長を促進させる動きが見られる。
- また、2021年1月に、2030年までの国家ハイテク開発プログラムに関する決定を発行し、科学技術省や商工省、農業農村開発省が主催するハイテク開発・産業に関する研究開発を奨励。これらのハイテク研究分野への資金援助を行うことで、国家主導によるハイテク開発支援が進むことが予測される。

政府による投資奨励分野

- 食品分野における主な投資奨励分野（投資法 61/2020/QH14 のガイドラインを定める政令 31/2021/ND-CP において定められる)

	分野	内容
投資優遇特別分野	ハイテク技術	• ハイテク技術育成や研究開発、技術開発のためのベンチャー投資、バイオテクノロジー製品生産など
	農業	• 農林水産物の栽培、加工、保存 • 植物品種、動物品種、林業植物品種、水産物品種生産 • 塩の生産、開発及び精製 • 食品として使用されるバイオテクノロジー製品の研究と生産への投資
	その他	• 新薬、動物用新薬、ワクチン、動物を使ったバイオテクノロジー製品の生産のための製 剤技術、バイオテクノロジー技術に関する科学研究
投資優遇分野	農業	• 農業科学領域における科学技術研究 • 動物、水産物用飼料の生産と加工 • 食肉処理場の新築、改築、アップグレード • 加工産業に対する集中的な原料の作成、開発 • 農産物、林産物、水産物の栽培、加工、海産物の開発
	その他	• 研究開発センターへの経営投資 • 科学技術に関する研究開発（R&D）への投資

投資奨励分野への税制優遇

- 投資優遇の対象となる業種において、大規模なプロジェクトまたは困難な地域、経済地区、ハイテク地区にあるプロジェクトに対して、以下の優遇措置が適用される

優遇措置	内容
法人所得税に関する投資優遇措置	• 優遇法人税率10%（15年間）、税率の免税期間4年、税率の半減期間9年というインセンティブを享受できる。 • ハイテク農業生産企業も含む。
輸入税の免除	• 投資奨励分野における投資プロジェクトについては、固定資産として輸入する場合の機械、装置への輸入税の免税が受けられる • また、特別投資奨励分野においては更にベトナムで製造できない原材料や部品等の輸入についての輸入税の 5 年間免税も受けられる
土地使用料および土地使用税の免除や軽減	• 投資優遇分野および特別投資優遇分野では、建設期間中、土地の賃貸料を最大 3 年間免除できる • また、投資優遇分野では、土地の賃貸料が3年から 18 年まで免除され、特別な投資分野では、土地の賃貸料を11 年間からリース期間全体まで免除される。

出所： ベトナム政府、国立研究開発法人科学技術振興機構 アジア・太平洋総合研究センター等の公開情報よりNRI作成

ハイテク技術活用などによる農業の生産性向上は、国全体としての課題となっており、優遇措置が豊富に設けられている。日本企業を始め、政府による様々な優遇措置制度を活用できる可能性がある。

日本企業への示唆

- ハイテク技術活用などによる農業の生産性向上は、国全体としての課題となっており、これらの分野での事業参入を考える企業にとっては政府による様々な優遇措置制度を活用できる可能性がある。
- 外資企業による関連事例として、以下が挙げられる。
  - 富士通は、現地のFPTコーポレーションとの提携により、ハノイ市に「スマート農業研究協力センター」を設立。また、CPグループ（タイ）は1996年にベトナムにてCPベトナム家畜合資会社を設立し、動物飼料生産と水産養殖、食品の生産、加工、クリーン フードの流通と小売りを展開

ハイテク農業への投資優遇措置

＜背景＞

- ベトナムの農業は、人手のみで作業を行う伝統的なやり方を採用している農家が多く、生産性の低さが課題となっている
- また、都市化が進み農地減少が進む中、人口が増加し食料需要が高まっているベトナムにおいては、限られた農地での食糧確保へのニーズが高まっている

＜優遇措置の内容＞

- 政府は、上記課題の解決に対して、農業のハイテク化が必要と考えられており、先端技術や経験やノウハウの導入促進に向け、優遇措置を設定
- 主な優遇措置は以下
  - ハイテク技術を適用する農業企業に対して融資金利を1.5％から0.5％に引き下げ
  - 通常より低い法人税率を適用
  - この分野に投資する企業に対して、行政手続きを簡素化し、土地の賃貸料を優遇
  - ハイテク農業プロジェクトなどの融資は、無担保でプロジェクト金額の70％～80％を借用することが可能 （ベトナム最大の農業銀行であるAgribankの農業投資融資方針による）

外資企業による関連展開事例

＜ベトナムにおけるスマート食品・農業の研究開発機能の設置＞

- 2016年、富士通は、FPTコーポレーション（ベトナム）と提携し、ベトナムでの技術移転に向けて、食品および農業分野へのクラウドコンピューティング技術適用に向け、ハノイ市にFPT - 富士通スマート農業研究協力センターを建設

＜ハイテク畜産業の展開事例＞

- CPグループ（タイ）は1996年にベトナムにてCPベトナム家畜（株）を設立。動物飼料生産と水産養殖、食品の生産、加工、クリーン フードの流通と小売りを展開。近年では、ベトナムの畜産業の近代化を推進しており、家畜生産・オペレーションや経営に4.0テクノロジー、人工知能、ビッグデータ等の適用を推進中

出所： JETRO等の公開資料、ベトナム政府公表情報等よりNRI作成

目次

1．法規制｜出資/会社存続に伴う規制（土地所有、資本金）

2．法規制｜食品小売・外食、中間流通事業に関する外資規制・ガイドライン

3．政策・外交｜商標、発明、育成者権取得の規制

4．税制｜外資、内資に関する税制優遇等の変化

5．垂直統合、流通経路絞り込み動向｜大手小売によるPB等を通じた垂直統合

【免責条項】
本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。なお、関係法令、制度等は調査時点以降改正されている可能性がありますので、実際のご検討の際には、各国等の関連機関に最新の情報をご確認下さるようお願いいたします。

ベトナムの食品小売産業は、地場の大手財閥系企業（コングロマリット）により牽引されている。近年、外資系小売は、PB商品の投入により消費者のより良い商品を安くのマインドに訴求し市場獲得を狙う

トレンド概要

- ベトナムの食品小売産業は、大手財閥系企業（コングロマリット）が複数存在する。ベトナムの食品小売産業の発展や成長は、そのコングロマリットにより市場が牽引されていると言っても過言ではない。近年、コングロマリット間で事業譲渡等により、生産から流通までの全ての工程をグループ化する動きが加速
- 近年、消費者の食への安全性保障やより良い商品を出来るだけ安くのマインドの変化に上手く訴求するプライベートブランド（PB商品）の投入により、市場の獲得を狙う動きが活発化している。

大手食品系財閥による垂直統合化の動き

- **食品・飲料を中心に製品の生産・販売を一貫して行うベトナム大手食品系コングロマリットであるマサングループは、近年ビンマートを買収しその地位を強固のものとした**
- マサングループの中核事業である精肉事業は、精肉の飼育農場を全国各地に構え、また自社で屠畜場と肉加工を行う。消費者の食の安全性への関心の高まりを受け、ベトナム初で唯一となる安全規格BRCを取得し冷蔵肉を自社ブランド（Meat Deliなど）で販売。2020年には、ベトナム最大コングロマリットであるビングループより、スーパーマーケットチェーンの「ビンマート」を買収し、更なる小売販路拡大に加え、食肉の飼育場からスーパーマーケットまで一貫したコールドチェーンでの流通経路を構築

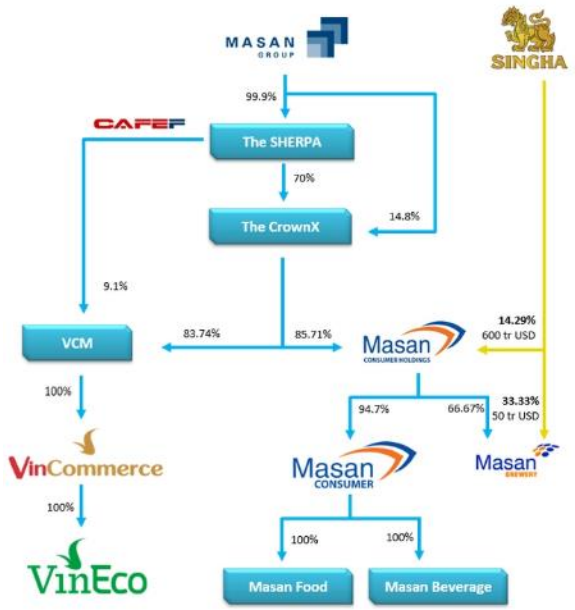

マサンの精肉事業「マサンミートライフ」：飼料生産～飼育～加工（自社ブランド）～流通まで一貫で行う

Feed	Farm	Processing	Chilled meat	Distribution
Innovative products focused on productivity equity	*Unique own farm and partnership farming model*	*Best-in-class meat processing facility*	*Branded chilled meat under the MEATDeli brand*	*Nationwide meat distribution network*
▪ Pioneer in producing **high productivity feed** with flagship brand Bio-zeem to reduce production cost by **6 – 10%** ▪ **Antibiotics-free and no weight gain** stimulus industrial feed to set new standards for meat	▪ Model farm in Nghe An region ▪ **Highest bio-security control** and waste treatment standards ▪ Partnership farming model to scale up farm supply **cost-effectively** without compromising safety	▪ First large-scale modern slaughterhouse in Vietnam with **European technology** ▪ Chilled slaughtering at 0 – 4°C for **optimal sanitary, shelf-life and meat flavor** ▪ Advanced quality control facility and standardized operation	▪ Longest shelf life **(7 – 11 days)** chilled, pre-packed and branded meat product in Vietnam ▪ Specifications customized for Vietnam consumer purchasing behavior	▪ **Cold chain distribution** to keep meat safe and fresh from farm to fork ▪ Distribution model designed **to win wet market shoppers**

出所：マサングループHP、各種公開資料、野村総研調査資料よりNRI作成

近年、日系・韓国系小売を始めPB商品の投入が活発化している。この動きは一般消費者が食の安全性やより良い品質の商品を求める傾向の現れである。今後の商品戦略においても重要なポイントとなる

日本企業への示唆

- 近年、外資系小売による「食の安全性保障やより良い商品を求める」消費者のマインドの変化から、PB商品の投入により、市場の獲得を狙う動きが活発化している。この動きは、以前は富裕層に良く見られていた傾向であるが、一般消費者の間でも「食の安全性保障」への関心が高まり、より良い商品を出来るだけ安く求める傾向の現れと言える。この動きは、小売だけでなく今後食関連事業者が商品戦略や事業戦略を立てる上で重要なポイントとなる。

日系・韓国系大手小売によるPB商品の投入

- ベトナムを代表する日系小売事業者であるイオンと韓国系小売事業者であるロッテマートにおいても、自社のプライベートブランドを強化している。

【イオン】 成長の第2ステージとして出店とPB商品開発の両軸を強化

- イオンは、ベトナムに進出してからすでに十数年が経ち、成長の第2ステージと位置づけ、出店と商品開発の両軸での強化を図る。
- 日本でお馴染みの自社プライベートブランドである「トップバリュ」に加え、低価格衣料のプライベートブランド「マイクローゼット」を立ち上げた。競合他社の製品のほぼ半額で販売し、購買意欲が高い若年層の需要の取り込みを狙う

【ロッテマート】 ハングル入りの独自ブランドでベトナム市場攻略

- 韓国の大手コングロマリットであるロッテグループが、ベトナムにおいてスーパーマーケット事業として「ロッテマート」を展開している。
- ロッテマートは「チョイスL」という、独自のプライベートブランド（PB）商品を展開。赤字に白字で大きく「L」と書かれたロゴが目印。その種類は日用品から食品までさまざまだが、いずれも安価なので家計を預かる主婦に人気となっている。

出所：イオンHP、ロッテHP、各種公開資料、野村総研調査資料よりNRI作成